

**富山県広域消防防災センター（四季防災館）
指定管理者募集要項**

令和7年8月

富山県危機管理局消防課

富山県広域消防防災センター（四季防災館）指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

（１）名称

富山県広域消防防災センター（四季防災館） （以下「四季防災館」という。）

（２）所在地

富山市惣在寺（別紙「配置図」参照）

（３）設置目的・管理運営方針等

四季防災館は、自主防災組織、防災関係者の研修、県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって安全で安心な地域社会の形成に資することを目的に、平成24年4月に開設された施設です。

激甚化する災害や令和6年元日に発生した能登半島地震など、災害を取り巻く状況が変化する中で、本施設の老朽化や展示内容の陳腐化に対応するため、施設のリニューアルを進めており、令和8年春のリニューアルオープンを目指しています。

（４）施設の概要

① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

② 敷地面積 437.87 m²

③ 建物面積 延床面積 1,001.40 m²

④ 施設内容 各体験コーナー（地震体験、水圧ドア体験、初期消火体験、煙体験、流水体験、風雨災害体験、応急救護体験）

○×クイズコーナー

災害に備えるコーナー

津波・液状化・避難所・情報コーナー

水害コーナー（都市型水害、用水路事故等）

ガイドダンスコーナー

富山防災・VRシアター

冬の災害コーナー

カプセル販売コーナー など

※施設内容は公募時点のものとなります。今後のリニューアルの状況により、変更になる場合があります。

（５）設備・備品の内容

① 設備 別紙「基本設計図」及び「パンフレット」に明記

② 備品 別紙「備品一覧表」に明記

※設備・備品の内容は公募時点のものとなります。今後のリニューアルの状況により、

変更になる場合があります。

(6) 利用状況等

過去の利用者数（人）

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	22,140	24,507	23,986

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

四季防災館の効果的かつ効率的な管理を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行う。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）

② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167 条の4 第2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244 条の2 第11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2 年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5 年を経過しない者がいないこと。

④ 手續条例第6 条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者であること。

※この場合には、富山県議会への当該施設の指定管理者の指定に係る議案提出までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

（提出期限 令和7 年11月上旬（別途、県が指定する日））

・ 上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。

- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・ 共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①～⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。⑥事務所所在地の要件については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（２） 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① 四季防災館の施設及び設備の維持管理
- ② 受付・案内・展示解説
- ③ 特別展の事業企画・実施
- ④ 研修会等の事業企画・実施
- ⑤ 防災に関する資料収集・保存
- ⑥ 施設PR活動
- ⑦ ホームページ・SNSの管理・更新
- ⑧ 備蓄倉庫の見学受付・案内
- ⑨ その他別添「業務仕様書」に記載する業務

- ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、展示装置等保守点検業務については、指定管理者から第三者へ再委託することは妨げません。

ただし、その場合には、あらかじめ書面により県の承認を得ることが必要となります。

また、消防学校と共通する施設設備の維持管理業務（具体的には、「定期清掃」、「施設警備」、「非常放送設備」、「火災通報設備」、「屋内消火栓設備」、「エレベーター設備」、「自動ドア設備」など）については、別途、県の指示に従ってください。（別紙「施設設備の維持管理業務に係る責任分担」参照）

（法令等の規制及び国・県等の指針・計画等）

- ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
説明会において必要な資料を配布し、説明します。

（３） 管理の基準

① 休館日

- ・ 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は除きます。）
- ・ 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日）
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前項に掲げる日を除きます。）

※令和8年度においては、これらの休館日のほか、令和8年4月1日から県が指定

する4月中(予定)のリニューアルオープン日の前日までの期間を休館日とします。
ただし、館自体は休館となりますが、当該期間中は、リニューアルオープンの準備等の業務が発生します。

② 開館時間 午前9時から午後5時まで

③ 管理の基準に関する提案について

- ・ 上記(3)①、②で定める管理の基準を上回る基準(開館時間の延長等)で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料(事業計画書等)は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費(以下「指定管理料」という。)は(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間(令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	R8～R10年度の合計額
指定管理料の上限額	148,722千円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。

- ・ 上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）

（参考）過去3年間の管理経費

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
管理経費 （人件費 委託費 その他）	44,320 千円 （ 25,757 千円 7,471 千円 11,092 千円）	44,537 千円 （ 25,842 千円 7,471 千円 11,224 千円）	45,267 千円 （ 26,244 千円 7,042 千円 11,981 千円）

② 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・ 年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	1 月	4 ～ 5 月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・ 指定管理料は精算する必要ありません。

③ 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。

（修繕について）

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

（修繕費の上限額）

年 度	R8年度	R9年度	R10年度
上限額	215千円	215千円	215千円

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数 (1件100万円未満)

年 度	R4年度	R5年度	R6年度
件 数	9 件	13件	14件
支出額	199, 906円	199, 956円	200, 910円
主な 修繕内容	空調設備の修理等	パソコンの修理等	子供用胴長靴購入等

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。）については、必要性等を勘案し、原則として県において購入します。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度県に報告するものとします。

(6) 企画事業の実施

- ・ 指定管理者は、県の発注する業務として、次の企画事業を実施して下さい。また、四季防災館の利用促進を図るため、この企画事業のいずれかで、消防学校と連携して、集客力のあるイベントを実施してください。なお、実施にあたっては、事業計画書を事前に県へ提出し、県の承認を得なければなりません。

企画事業の内容等	実施回数等
自衛消防隊研修	年一回程度
女性防火クラブ研修	年一回程度
女性・子供の防災教育	年三回程度
高齢者の防災教育	〃
県民防災検定事業	随時 （ホームページを活用）
県民防災講座（情報伝達訓練を含む）	年二回程度 （ex. 春と秋）
ふるさと災害講座	
県内の災害の教訓を学ぶツアー	年一回程度 （ex. 夏休み親子ツアー）
救急救命講習	随時 （四季防災館の既存展示物で対応）
特別展	年三回程度（小学校等の夏休み、冬休み等の長期休暇期間を中心に開催） （ex. ちびっこフェスティバル、企画展「地震と液状化現象」など）

(7) 自主事業の実施

- 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること。
- ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ・ 収支計画書上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することは出来ないこと。
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・ 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること。（その他の部分については指定管理者の収入としてよい）
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付してください。

(8) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	△
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件100万円以上）（※1）		○
備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ (指示等)

（※1）1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※2）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

(※3) 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

(※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

(※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(9) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(10) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の利用状況
- イ 施設設備等の管理状況（必要に応じて写真を貼付）
- ウ イベントの実施状況（写真を貼付）
- エ 利用者等からの苦情及びその対応状況
- オ 施設の安全管理のために実施した取り組み
- カ 定期報告書の添付資料として必要な資料

② 提出期限

翌月10日まで

③ 提出方法等

富山県危機管理局消防課へ1部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(11) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の管理業務の実施状況（必要に応じ直近の写真を添付）

- ・施設管理業務（再委託の実施状況、修繕実施状況、燃料等の使用実績等）
- ・企画事業（仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務の実施状況）
- ・自主事業（指定管理者が実施した自主事業の実施状況）
- ・安全対策の実施状況（施設の安全管理上、特に実施した取組み等）
- ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
- ・その他、管理の業務の実施状況（利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修など管理の業務に関して実施した事項等）

イ 施設の利用状況

- ・利用人数（月別利用状況）

ウ 施設の管理業務に係る収支状況

エ 県民サービスの向上の実施状況

オ 事業評価の実施状況（「（１２）事業評価」参照）

カ 当該年度の施設管理の総括

キ 事業報告書の添付資料として必要な資料（再委託契約書の写し、職員配置図）

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、１箇月以内

③ 提出方法等

富山県危機管理局消防課へ１部提出

（１２）事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

（１３）県からの派遣職員について

- ・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

（１４）県による調査・指示等

- ・県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244の２第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|--|

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記(14)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和7年8月5日（火）から令和7年8月18日（月）

（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

② 配布場所

富山県危機管理局消防課消防係

〒930-8501

富山市新総曲輪 1 - 7

電話：076-444-3188 FAX：076-444-0657

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書（様式第 1 号）

イ 管理の業務に関する書類

(ア) 事業計画書（様式第 2 号）

(イ) 収支計画書（様式第 3 号）

ウ 申請書に関する書類

(ア) 法人等の概要（様式第 4 号）

(イ) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

(ウ) 法人の登記事項証明書

(エ) 申請日の属する事業年度の直前 2 事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から 3 箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前 2 事業年度のこれらの書類）

(オ) 上記(エ)の書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類

(カ) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

(キ) 法人にあっては当該法人の、法人格のない団体等にあっては当該団体等の代表者の納税証明書（富山県税条例施行規則第 29 条に規定する第 43 号様式）

(ク) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、組織・運営体制に関する書類、法人の諸規程類（就業規則、会計規程、給与規程、決裁規程等））

(ケ) 応募資格がある旨の誓約書（様式第 5 号の 1）

エ 共同体に関する書類

(ア) 共同体の構成員及び代表法人等を明らかにした書類

(イ) 共同体の協定書

(ウ) 共同体の役割分担、業務実施体制等を明らかにした書類

(エ) 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

(オ) 共同体による申請にあたっての誓約書（様式第 5 号の 2）

(カ) 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状

- ・ 共同体により申請する場合には、上記提出書類のうち、ウにあっては構成員ごとに、ア、イ及びエにあっては共同体全体について作成してください。

② 申請先及び申請方法

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「納税証明書」及び「法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県危機管理局消防課消防係

〒930-8501

富山市新総曲輪 1-7

電話：076-444-3188 電子メール：ashoboka@pref.toyama.lg.jp

③ 申請書提出期間

- ・ 令和7年9月25日（木）から令和7年10月6日（月）（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。土曜日、日曜日、祝日は除きます。）
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により令和7年10月6日（月）午後5時15分までに必着

④ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑤ 共同体による申請

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は富山県広域消防防災センター（四季防災館）の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で当該施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 質疑応答

①質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内にFAX又は電子メールにより、提出してください。
- ・ 質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・ 回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答をFAX又は電子メールで連絡します。

②質問受付期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月1日（月）
午後5時15分まで

③質問への回答日 令和7年9月8日（月）

(4) 説明会の開催について

① 日時 令和7年8月21日（木） 午後3時から午後4時

② 場所 富山県広域消防防災センター 第1会議室（富山市惣在寺1090-1）

③ 参加申込み

令和7年8月20日（水）までに、説明会参加申込書（様式第6号）を電子メールで富山県危機管理局消防課に提出してください。

電子メールアドレス：ashoboka@pref.toyama.lg.jp

④ 留意事項

- ・ 申請するには、(4)の説明会に必ず参加する必要があります。（(4)の説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めます。）
- ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
- ・ 説明会への参加者は1法人等につき2名までとします。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。

(5) 現地説明会の開催について

① 日時 令和7年8月21日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

※ 午後1時15分までに富山県広域消防防災センター 第1会議室にお集まりください。

② 留意事項

- ・ 現地説明会への参加者は、1法人等につき2名までとします。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。

(6) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県広域消防防災センター（四季防

災館) 指定管理候補者選定委員会」において行います。

- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容(企画提案)についてのプレゼンテーションにより行います。(パワーポイントの使用も可。)なお、審査には1申請者について3名まで出席できることとします。

＜パワーポイントを使用する場合の留意事項＞

※ プロジェクター、スクリーン及びパソコンは準備いたしますので、USBメモリ等を持参してください。

なお、操作の不具合等に備え、念のため、申請者所有のパソコン(RGB端子を有するもの)を準備していただくようお願いします。

- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考(二次審査)を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点 ウェイト
1 県民の平等な利用の確保(手続条例第4条第1号)	・ 平等な利用を妨げる管理運営がなされる恐れの有無	平等利用が確保されない場合は選定しません。
2 公の施設の効用の最大限の発揮(手続条例第4条第2号)	a 施設の設置目的の達成方法及び管理方針	60%
	b サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ※DXによるサービスの向上が工夫されているか ※利用者に対して適切な言葉遣いや態度、マナーが徹底され、質の高いサービスを実現できる内容となっているか。	
	c 利用の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	

3 施設の効率的な管理(手続条例第4条第2号)	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額 80÷申請者提示額 90×配点 20 =17.777 ⇒ 17.8	20%
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成(手続条例第4条第3号)	a 安定的な運営が可能な人員体制 b 安定的な運営が可能な財産的基盤 指定管理業務を安定確実にを行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※1 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	20%
合 計		100%

※1 指定管理業務を安定確実にを行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とする。

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、二次審査（一次審査が行われた場合は、一次審査と二次審査それぞれ）が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目	1 県民の平等な 利用の確保	2 施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的 な管理	4 公の施設の管理を適 正かつ確実にを行うた めの財産的基礎及び 人的構成	合計
申請者					
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・ 選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づ

いて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 事業報告等に関する事項
- ⑥ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑨ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑩ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑪ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑫ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑬ その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

時 期	内 容
8月5日（火）	募集要項等の公表
8月5日（火）～8月18日（月）	募集要項の配布
8月21日（木）	説明会、現地説明会の開催
8月25日（月）～9月1日（月）	質問の受付
9月8日（月）	質問への回答
9月25日（木）～10月6日（月）	申請書受付期間
11月上旬	選定結果の公表 指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者指定の議決 指定管理者の指定 指定管理者との協定書の締結
令和8年4月1日（水）	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、

円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ① 富山県広域消防防災センター（四季防災館）指定管理者募集要項
- ② 申請様式一式
- ③ 施設設備の維持管理業務に係る責任分担
- ④ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）指定管理者業務仕様書
- ⑤ 四季防災館 「配置図」、「基本設計図」、「パンフレット」及び「備品一覧表」
- ⑥ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

問い合わせ先

富山県危機管理局消防課消防係（事務担当：田中）

TEL：076-444-3188

FAX：076-432-0657

E-Mail：ashoboka @pref.toyama.lg.jp